

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることにした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円) ※消費税込	契約金額 (円) ※消費税込	落札率	再就職の 役員の数	備 考
土地借上 1式	分任支出負担行為担当官 敦賀港湾事務所長 下田 潤一 北陸地方整備局敦賀港湾事務所 福井県敦賀市松栄町7番28号	平成31年4月15日	福井県敦賀市金ヶ崎町49番1 敦賀港国際ターミナル(株)	5210001011367	会計法第29条の3第4項 本契約は、敦賀港鞠山南地区岸壁(-14m)工事用のヤードとして使用するために港湾施設を占有するものである。 当該ヤードは、敦賀港近辺で一定の面積が利用可能である必要があるが、これを満たす土地は指定管理者である敦賀港国際ターミナル株式会社の管理用地であり、本契約を履行できる唯一の者である。 よって、会計法29条の3第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に基づき、契約の相手方と随意契約を行うものである。	1,710,720	1,710,720	100.00%		
土地借上 1式	分任支出負担行為担当官 敦賀港湾事務所長 下田 潤一 北陸地方整備局敦賀港湾事務所 福井県敦賀市松栄町7番28号	令和元年5月31日	福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県	4000020180009	会計法第29条の3第4項 本契約は、敦賀港鞠山南地区係留施設撤去・築造工事の作業ヤード等の借り上げを行うものである。 当該ヤードは、敦賀港近辺で一定の面積が利用可能である必要があるが、これを満たす土地は福井県の県有財産であり、本契約を履行できる唯一の者である。 よって、会計法29条の3第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に基づき、契約の相手方と随意契約を行うものである。	7,311,890	7,311,890	100.00%		
土地借上 1式	分任支出負担行為担当官 敦賀港湾事務所長 下田 潤一 北陸地方整備局敦賀港湾事務所 福井県敦賀市松栄町7番28号	令和元年9月26日	福井県敦賀市金ヶ崎町49番1 敦賀港国際ターミナル(株)	5210001011367	会計法第29条の3第4項 本契約は、敦賀港鞠山南地区岸壁(-14m)工事用のヤードとして使用するために港湾施設を占有するものである。 当該ヤードは、敦賀港近辺で一定の面積が利用可能である必要があるが、これを満たす土地は指定管理者である敦賀港国際ターミナル株式会社の管理用地であり、本契約を履行できる唯一の者である。 よって、会計法29条の3第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に基づき、契約の相手方と随意契約を行うものである。	1,900,800	1,900,800	100.00%		